

弁護士会館の法律相談体制が 四谷に拡充移転 10月2日から業務開始

開設記念祝賀会開催

10月10日、四谷駅前のスクワール麹町で、「弁護士会法律相談センター」開設記念祝賀会が開催された。平山正剛日弁連会長、金平輝子日本司法支援センター理事長ら多くの来賓を迎え、170名余りの出席者を得て、盛大なセレモニーとなった。市民への法的サービス提供の場として、日本司法支援センター（法テラス）東京地方事務所と弁護士会の有料法律相談センターが併設されたこと、そして、東京三会が協調して「弁護士会法律相談センター」を開設したことの意義と期待は大きい。



金平 法テラス理事長



吉岡 東弁会長



平山 日弁連会長

法律相談センターのロゴマーク



法律相談センター

「弁護士会法律相談センター」の開設に合わせ、三会は、単独で、または三会が共同で設置した法律相談センターについて、ロゴマークを公募により決定した（LIBRA2006年10月号表紙裏グラビアにて既報）。Legal Counselingを表わすLCのマークである。祝賀会では、このマークの応募者で最優秀賞受賞者の吉村

始さんと他の優秀賞受賞者の表彰も行なわれた。今後、法律相談センターはLCのマークと共に市民に親しまれることが期待される。「弁護士会法律相談センター」は通称「LC四谷」ということになる。

LC四谷の相談体制



LC四谷のスタッフ

LC四谷は、法テラス東京地方事務所と同じ四谷駅前ビルに入居し、有料・無料（扶助）の法律相談ワンストップサービスを目指し、法テラスの開業と同じく10月2日に業務を開始した。

四谷地区は、都内のどこからでもアクセスがよく、四谷駅前ビルは、JR線、東京メトロ丸ノ内線・南北線の四ツ谷駅に近接で、極めてわかりやすい場所に位置する。法テラス東京地方事務所がこのビルの1階から3階を賃借し、LC四谷はそのうち主として2階部分100坪余りを法テラスから転借している。東京三会の法律相談所の主要拠点として、相談室18室、電話ガイド室1室が設けられている。

LC四谷では、予約制のもと、一般相談のほか、労働、医療、消費者、外国人の特別相談が実施される。

交通事故相談にも一室が充てられ、テレフォンガイドも会館から移転された。相談者の利便性を考え、土曜午後も相談を実施する。

霞が関の相談体制など



霞が関法律相談センターのスタッフ

弁護士会館3階の法律相談センターは、規模を縮小して「霞が関法律相談センター」として存続する。裁判所に隣接した相談センターとしての意義を認め、当日先着制を維持し、平日のみ相談を実施して土曜日に

は相談を行なわない。一般相談のほか交通事故相談が行なわれている。なお、事件受任に関わる審査は引き続き霞が関法律相談センターで行なわれる。

LC四谷と霞が関法律相談センターは、三会が2年ごとに交代して運営する。LC四谷は最初の運営を担う東弁が事務長以下6人の嘱託・パート職員を採用して配置することになった（霞が関法律相談センターは一弁が同様に嘱託・パート職員を採用）。

LC四谷の今後

開設間もないLC四谷の相談予約状況にはまだ余裕がある。しかし、法テラス・コールセンターへの市民からの架電は毎日2000～3000件に及んでおり、その電話転送や紹介が期待される。もちろん、委員会としても広報に努めるつもりである。LC四谷をはじめ法律相談センターがロゴマーク共々周知される日はそう遠くないであろう。

（法律相談センター運営委員会委員長 太田 治夫）

ご案内

★弁護士会法律相談センター（LC 四谷）

住 所：新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル2 階

相談内容：一般相談、刑事事件、交通事故、損害賠償、
借地借家、会社関係、債権回収、消費者、
労働、医療、建築紛争、近隣紛争、知的財産、
外国人、その他

予約要否：予約制

予約・問い合わせ：TEL 03-5367-5280

★霞が関法律相談センター

住 所：千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 3 階

相談内容：民事・刑事事件など法律問題全般

予約要否：予約不要／先着順

問い合わせ：TEL 03-3581-1511

LC 四谷アクセスマップ



JR中央線・総武線、東京メトロ丸ノ内線・南北線
「四ツ谷駅」より徒歩2分

*表紙裏にグラビア掲載